

国税徴収法 解答速報

第 76 回税理士試験 国税徴収法解答速報（令和 8 年 8 月 10 日 現在）

解答は、弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。
また、解答は予告なく変更することがあります。

〔第一問〕－40 点－

問 1（20 点）

(1) 徴収職員の質問及び検査について

1. 質問検査の対象者とその方法

徴収職員は滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められている範囲内において、次に掲げる者に質問し、その者の財産に関する帳簿書類（電磁的記録を含む。）その他の物件を検査し、又はその物件の提示若しくは提出を求めることができる。

- ① 滞納者
- ② 滞納者の財産を占有する第三者、及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- ③ 滞納者に対して債権若しくは債務があった、若しくはあると認めるに足りる相当の理由がある者又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- ④ 滞納者が株主又は出資者である法人

2. 提出物件の留置

徴収職員は、滞納者に関する調査について必要があるときは、その調査において提出された物件を留め置くことができる。

3. 身分証明書の提示等

① 身分証明書の提示

徴収職員は質問又は検査、提示若しくは提出の要求又は事業者等への協力要請をする場合には、その身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

② 徴収職員の権限

徴収職員による質問又は検査、提示若しくは提出の要求、物件の留置きの権限は犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(2) 納税の猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止と財産の差押解除との関係について

1. 納税の猶予との関係

税務署長等は、納税の猶予をした場合には、その猶予期間内は、その猶予に係る金額に相当する国税につき、新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）をすることができない。

この場合において、その猶予に係る国税につき既に滞納処分により差押さえた財産があるときは、税務署長等は、猶予を受けた者の申請に基づき、その差押えを解除することができる。

2. 換価の猶予との関係

税務署長は、換価の猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予をした国税につき、差押財産の換価をすることができないが、新たな差押や参加差押、また交付要求はすることができる。

また税務署長は、換価の猶予（職権によるもの及び申請によるもの）をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

3. 滞納処分の停止との関係

税務署長は、滞納処分の停止をしたときは、その停止期間内はその停止に係る国税につき新たな差押えをすることができない。

なお税務署長は、滞納者につき、その生活を著しく窮迫させるおそれがある事由により滞納処分の執行を停止した場合には、その停止に係る国税につき行った差押えを解除しなければならない。

問 2 （20 点）

(1) 法定納期限等の意義

法定納期限等は予測可能性の理論に基づき、滞納処分上の財産における質権等と滞納国税の優劣の判定基準とするために設けられている。この法定納期限等は基本的に法定納期限と同様に扱われることになる。しかし実際には国税の発生の態様などにより法定納期限において質権者等が国税の発生を予想できないこともある。これは国税の期限後申告や修正申告さらに更正決定処分、また繰上請求などが行われる場合に該当することになる。これに対処するために国税徴収法第 15 条では納税納期限等についてその詳細を規定している。

(2) 徴収可能額

申告所得税①：200 万円…甲不動産から

申告所得税②：100 万円…乙不動産から

(理由)

1. 納付義務の承継

Bは令和7年11月1日に死亡し、その相続人はAのみであり、Aは単純承認を行っている。したがってAは、相続により、Bに課されるべき、又はBが納付すべき国税である申告所得税②(400万円)を納める義務を承継する。

これによりX税務署長は、申告所得税①及び②のいずれについても、Aの固有財産である甲不動産及びAが相続により取得した相続財産である乙不動産からそれぞれ徴収をすることができる。なお、乙不動産につき令和7年7月1日にされた申告所得税②に係る差押えの効力は、Bの死亡後も失われない。

2. 法定納期限等

申告所得税①は修正申告分であるから、その法定納期限等は修正申告書の提出日である令和6年9月12日となる。申告所得税②は法定納期限内に確定申告書が提出されているために、その法定納期限等は法定納期限である令和7年3月15日となる。

申告所得税①及び②はいずれもこの法定納期限等の日付を基準して、抵当権C、及びDと優劣の判定が行われることになる。

3. 申告所得税①200万円の甲不動産からの徴収

C抵当権(被担保債権額300万円)は甲不動産に令和5年8月1日に設定されており、これはAの申告所得税①の法定納期限等である令和6年9月12日以前に設定されている。これによりC抵当権に係る被担保債権300万円は、申告所得税①300万円に優先することになり、甲不動産の換価代金500万円から優先して配当を受けることになる。したがって換価代金の残額200万円(=換価代金:500万円-C抵当権:300万円)がAの申告所得税①に配当されることになる。

当然ながら申告所得税②はこの甲不動産の滞納処分からは配当を受けることはできない。

4. 申告所得税②100万円の乙不動産からの徴収

D抵当権(被担保債権額200万円)は乙不動産に令和6年10月1日に設定されており、これは被相続人Bの申告所得税②の法定納期限等(令和7年3月15日)以前の設定である。これによりD抵当権に係る被担保債権200万円は申告所得税②の400万円に優先していることになる。

相続人Aは被相続人Bの令和7年11月1日の死亡により、D抵当権が設定され、さらに令和7年7月1日に差押されている乙不動産を相続(単純承認)により譲り受けている。このとき乙不動産に設定されたD抵当権は、被相続人Bの申告所得税②の法定納期限等以前に設定されていることを理由に申告所得税②には優先することになる。

これにより乙不動産の換価代金 300 万円は優先してD 抵当権に 200 万円が配当されて、残額 100 万円(=換価代金：300 万円－D 抵当権：200 万円)が申告所得税②に配当されることになる。

〔第二問〕－60 点－

問 1

1. 徴収方途

Z 社は、令和 8 年 1 月現在、国税①150 万円及び国税②300 万円の合計 450 万円を滞納しており、現在に至るまで滞納国税を全額徴収できるような財産の取得は認められない。これにより Z 社の財産につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる。そのために下記の無限責任社員等、並びに無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務によりその徴収をすべきと考えられる。

2. 無限責任社員の第二次納税義務

(1) 成立要件

合資会社が国税を滞納した場合において、その財産につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その無限責任社員は、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

これにより Z 社の無限責任社員である E 及び F に第二次納税義務が発生することになる。

(2) 第二次納税義務者と範囲

Z 社は合資会社であり、E は現に無限責任社員であるために滞納国税①及び②の全額 450 万円について第二次納税義務を負う。

これに対し、F は令和 6 年 5 月 15 日付で Z 社を退社しているが、その時点で国税①の納税義務が成立しているために、修正申告による税額確定前ではあるが、その税額である国税①の 150 万円の無限責任社員の第二次納税義務を負うことになる。これについては無限責任社員 F に対して退社登記をした後 2 年以内である令和 8 年 5 月 15 日までに納付通知書による告知をする必要がある。

この無限責任社員である E と F は、連帯してその納付義務を負うことになる。なお G 及び H は有限責任社員であるから、無限責任社員等の第二次納税義務を負うことはない。

3. 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務

(1) 成立要件

滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税①及び②の法定納期限の 1 年前の日以後である令和 7 年 4 月 15 日に、滞納者が行った無償又は著しい低額の譲渡等の処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得した者は、第二次納税義務を負うことになる。

(2) 第二次納税義務者と範囲

Z社は令和7年4月15日、価額300万円の丙土地を取引先Iに100万円で売却しており、これは著しく低い額の対価による譲渡に該当する。この譲渡は、国税①の法定納期限である令和5年8月31日の1年前の日である令和4年8月31日以後、かつ、国税②の法定納期限である令和7年8月31日の1年前の日である令和6年8月31日以後に行われたものであり、この譲渡以降Z社に財産の取得が認められないことから、徴収不足はこの低額譲渡に基因すると認められる。

したがって、取引先Iは無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務を負うことになる。また取引先Iは滞納者の特殊関係者に該当しないために、その責任の範囲は、その処分により受けた利益が現に存する限度となり、その額は、売却時の丙土地の価額300万円から、Iが支払った対価100万円及び登録免許税等の取得費用15万円を控除した185万円である。

問2

1. 清算人等の第二次納税義務

(1) 成立要件

法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付すべき国税を納付しないで残余財産の分配又は引渡しをした場合、その法人に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、清算人及び残余財産の分配又は引渡しを受けた者は、その滞納に係る国税につき第二次納税義務を負う。

(2) 第二次納税義務者と範囲

この場合、清算人はその分配又は引渡しをした財産の価額の限度において、また残余財産の分配又は引渡しを受けた者は、その受けた財産の価額の限度において、それぞれ第二次納税義務を負うことになる。

本問ではZ社は令和8年4月10日付で解散し、清算人Gは、Z社の滞納国税200万円を納付しないで、残余財産50万円をEに20万円、Gに15万円、Hに15万円分配している。

またHに対する貸付金債権10万円の債権放棄は、Z社の財産である当該債権を消滅させてHに同額の経済的利益を帰属させるものであり、実質的にみて残余財産の引渡しと同一の効果を生じさせるものであるから、残余財産の分配又は引渡しに含まれる。

残余財産の分配後、Z社には滞納処分を執行できる財産はないから、徴収不足の要件を満たす。したがって、Y税務署長は、E、G及びHに対し、清算人等の第二次納税義務を追及することができるものと考えられるが、その責任を負う範囲は次のとおりである。

G：清算人として、分配又は引渡しをした財産の価額 60 万円（分配 50 万円＋債権放棄 10 万円）を限度とする。

EとF：無限責任社員であるE、Fは、すでに問1において無限責任社員の第二次納税義務が賦課されているために、本問では清算人等の第二次納税義務を負うことは無い。

H：分配又は免除を受けた者として、分配を受けた財産の価額 15 万円と債務の免除を受けた 10 万円の合計 25 万円を限度とする。

なお、いずれの者についても、その責任の額は現時点の滞納額 200 万円の範囲内である。

解説

〔第一問〕

問 1

(1) 質問及び検査

本問は多くの受験生が、その出題を予想をしていた質問及び検査に関する問題です。解答すべき内容は極めて基本的であり、完璧な記述が可能であったと予想されます。ただし答案用紙が 16 行しか用意されていませんでした。当然ながら第 141 条はそのまま記述する必要があります。本問ではこの第 141 条の記述内容に誤りがあれば大きな減点になると考えてください。さらに、解答用紙には少々スペースがあります。そこで、この第 141 条にいずれの規定を書き加えるということが本問のポイントになるものと思われます。

この追加項目には提出物件の留置、事業者等への協力の要請、身分証明書の提示等、さらに質問及び検査の拒否及び罰則が考えられます。これらは各自が解答スペースを考慮して適宜記述することにより、若干の加点があるものと想像されます。ただし解答としては第 141 条の記述だけでも十分でしょう。

(2) 緩和規定と差押の解除

近年において毎年出題される緩和規定について、本年度は 3 つの制度について差押解除を切り口として横断的に比較をさせる出題が行われました。差押の解除の出題を予想していた受験生も多いと思われますが、このような出題であれば予想通りその記述は可能であったと想像されます。

解答用紙のスペースが各 6 行と限定されていたことから、解答に関する負担感はあまり無かったと思われます。解答では各緩和規定について、どのような場合に解除されるのかという客観的な事由は当然ながら、任意解除であるか強制解除であるかにより、その語尾を解除することができる、あるいは解除しなければならないことを明確に区別して記述できたかどうかで得点差が付くものと考えてください。

問 2

(1) 法定納期限等

これまでに法定納期限等については、国税と私債権の優劣の配当計算において、修正申告や更正処分など様々のケースについて、その具体的な日付は判断ができるようになっていたはずですが。しかし本問では、この法定納期限等がどのようなものであるか、その意義が 4 行という短いスペースで問われています。

ここでは予測可能性に理論により、法定納期限だけでは抵当権等と滞納国税に優劣の判定ができないために、その基準日として法定納期限等の規定があること。さらに期限後申告や更正決定処分の法定納期限等について簡潔な記述できていれば十分です。

(2) 相続における滞納国税と抵当権

解答の冒頭において申告所得税①、及び②について徴収可能額が問われています。これはおそらく、この金額の正否によりこの後の理由に関する記述の採点に大きな影響を与えると想像されます。ただし事例内容が平易であり、この金額に誤りが生ずることはあまり考えられません。従って、その後の理由の記述がどの程度できているかにより得点の差が付くと考えてください。

① 甲不動産からの申告所得税①の徴収額

甲不動産には、C 抵当権が申告所得税①の法定納期限等である令和 6 年 9 月 12 日以前に設定されています。これにより甲不動産の評価額 500 万円から C 抵当権に 300 万円が優先的に配当されて、残額 200 万円は申告所得税に配当されることになります。

この金額については、多くの受験生に誤りがあるとは思われません。従って正解であって当然ということになります。

② 乙不動産からの申告所得税②の徴収額

乙不動産についても B の設定した D 抵当権は令和 6 年 10 月 1 日であり、B の申告所得税②の法定納期限等である令和 7 年 3 月 15 日以前ですから D 抵当権の方が優先していることになります。

この乙不動産は、令和 7 年 7 月 1 日に滞納処分による差押後、B の令和 7 年 11 月 1 日の死亡により、相続人 A が単純承認により譲り受けることになります。

これにより相続人 A は、乙不動産につき設定された D 抵当権、また申告所得税②につき差押がされた状態のままで、この乙不動産を相続することになりますから、いずれの効力も失われることなく A が引継ぐことになります。

従って乙不動産の換価代金 300 万円は、D 抵当権が優先して 200 万円、残額が申告所得税②100 万円配当されることになります。

〔第二問〕

問 1 無限責任社員と無償低額の第二次納税義務

問題では徴収方途及び徴収できる範囲を、その根拠を示して説明しなさいの指示があります。従ってどのような第二次納税義務の発生が考えられるかを明確して、その成立要件や範囲を説明することになります。

これにより問 1 は無限責任社員等と無償または著しい低額の譲受人等の第二次納税義務について解答することになります。これらはいずれも問題文から容易に判断することができます。

ここで解答に際して配慮しなければならないのは下記の点です。

- ・無限責任社員 E …無限責任社員であることから国税①及び②の全額について責任があります。
- ・無限責任社員 F …国税①の納税義務成立後の税額確定前に退社(登記済)していますが、無限責任社員の第二次納税義務が賦課されることになります。ただし、このためには退社登記後 2 年以内の告知を行う必要があります。

- ・有限責任社員 G、H…有限責任社員であるために納税責任はありません。
- ・法定納期限等…丙土地の譲渡は国税①及び②の 1 年前の日以後の低額譲渡ということになります。
- ・範囲…第二次納税義務の限度は譲渡時の 300 万円を基準として、ここから譲渡対価 100 万円と登録免許税等 15 万円を控除した 185 万円(=300 万円－100 万円－15 万円)が限度額になります。

問 2 清算人等の第二次納税義務

問題文から清算人等の第二次納税義務であることが容易に判断できるはずです。これについて問題文では、その範囲と根拠の説明を求めています。このために事例の内容により、解答を進めることになります。しかし解答に際して注意しなければならない点があります。これは問 2 の問題文の冒頭において「問 1 の国税徴収法の第二次納税義務の適用後」という指示があることです。清算人等の第二次納税義務を負うことになる者は、無限責任社員等の第二次納税義務の適用を受けた者を除くとされています。したがって問 1 において無限責任社員の第二次納税義務が賦課された E と F は、ここでは清算人等の第二次納税義務を負うことはありません。これが本問の解答上の重要な論点になります。

これにより第二次納税義務の責任の限度については、清算人 G は分配または引渡しをした財産の価額 50 万円に債務免除の金額 10 万円を加えた合計 60 万円、また残余財産の分配を受けた者 H は分配を受けた財産の価額 15 万円と債務免除の 10 万円の合計 25 万円がその限度額になります。

本問は一見簡単な内容に思われます。しかし、この無限責任社員 E と F が清算人等の第二次納税義務者にならないという点が、解答の重要なポイントになると思われます。



ライブお疲れさま会

のご案内

今年の税理士試験を受験された皆様のこれまでの努力を労いつつ、試験後に新たな一歩を一緒に考える生配信「お疲れさま会」をYouTube Liveにて下記の日程で生配信いたします。

配信中はチャットを通じたご相談も大歓迎です。気になることは相談しつつ、一緒に同じ科目に挑戦する予定の皆さんで集まって、来年度の試験に向けてスタートダッシュを切りましょう！



配信日時

簿記論・財務諸表論

8月11日 (火・祝)
11:00~

 桑原先生・中村先生・熊取谷先生
穂坂先生・福山先生・榊先生・佐藤先生
担当講師

税法科目

8月11日 (火・祝)
14:00~

 桑原先生・山本先生・田中先生
榊先生・小出先生
担当講師

※アーカイブ配信も行う予定です。

税理士WEB講座の特長



- ・ **オンラインでどこでも学習OK**
自宅にいながら実力派講師の講義が受けられます。
- ・ **後からでも、何度でも受講OK**
受講期間内は好きな時に繰り返し見直せます。
- ・ **スマホ・タブレットにダウンロードOK**
通信料を気にせず、外出先でも学習できます。

※WEB講座受講画面をイメージしたはめ込み画像です。
※WEB講座の内容・サービス等は予告なく変更となる場合がございます。
最新の情報はネットスクールホームページにてご確認ください。



ネットスクール公式YouTubeチャンネルにて生配信
<https://www.youtube.com/@netschoolcorp>

🔍 ネットスクール YouTube ×



分割払い金利無料キャンペーン実施中！ 2026/9/30 (水)正午まで

